

令和 3(2021)年 10 月 29 日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市人権審議会  
会長 富川 順子

第 2 期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定について（答申）

令和 2(2020)年 2 月 12 日付け、羽市人第 841 号により諮問を受けました標記について、本審議会にて慎重に審議検討し、取りまとめしましたので答申します。

第2期羽曳野市人権施策基本方針  
及び基本計画の策定について  
(答申)

令和3(2021)年10月

羽曳野市人権審議会



# 目 次

はじめに .....	1
第1章 第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定にあたって .....	2
第2章 羽曳野市の現状と課題 .....	3
第3章 人権施策基本方針 .....	4
第4章 人権施策基本計画 .....	5
1 横断的な施策 .....	5
2 分野別の施策 .....	5
第5章 人権施策の推進体制と進行管理 .....	9
1 人権施策の推進体制 .....	9
2 人権施策の進行管理 .....	9



## はじめに

羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画（以下「第1期基本方針及び基本計画」という。）は、2011（平成23）年に答申した、改訂版「羽曳野市の人権に関する施策について」を基に2012（平成24）年3月に策定され、2021（令和3）年度末に計画期間の満了を迎えることとなる。

この間の社会情勢は、スマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及し、インターネット環境やデータ通信技術の向上が進む一方で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及に伴う、個人情報流出などのプライバシー侵害や、インターネット上での差別発言や誹謗中傷など、人権侵害事案の増加が大きな問題となっている。

また、昨年より拡大している新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者やその家族のほか、濃厚接触者や医療従事者等が差別的な扱いを受けるなど、人権を取り巻く環境の多様化・複雑化が見られる。

国際社会では、平成27（2015）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGsは、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」等の17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。また、発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、わが国も目標の達成に向けさまざまな取り組みを積極的に進めている。さらに、国のみならず、企業や学校など様々な団体でも創意工夫をこらした取り組みが実施されているところである。

一方、わが国では、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、そして「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行され、平成31（2019）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されている。

このような中、未だ解消に至らない、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などの人権諸課題のほか、ジェンダー平等、セクシュアルマイノリティに対する人権侵害など、新たな人権課題についても、行政として迅速かつ的確に対応をする必要がある。

羽曳野市では、令和2（2020）年度に市民の人権意識について第2期計画策定の参考とするため、「羽曳野市人権に関する市民アンケート」を実施されている。

第1期基本方針及び基本計画の基本理念である、「すべての人々の基本的人権が尊重される真に自由で差別のないまちの実現」「市民相互の理解を深め、市と市民が協働することによる誇りある希望にあふれた豊かな人権文化のまちの実現」に向けて、第1期基本方針及び基本計画での取組を継承しつつ、本審議会にて諮られた内容や市民アンケートの結果、パブリックコメント等に寄せられる市民の意見を参考に、羽曳野市の総合的かつ効果的な人権施策を推進するための基本方針及び基本計画となることを期待する。

# 第 1 章 第 2 期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定にあたって

社会情勢や、国、大阪府の取組状況を踏まえ策定した第 1 期計画の背景や趣旨を踏襲するとともに、総合基本計画等他の個別計画との整合を図りながら、総合的かつ計画的に進めている本市のこれまでの取組を継続していくこととする。

また第 1 期基本方針及び基本計画の計画期間における、以下に取り上げた国際的、国、大阪府、市の新たな施策や取組のほか、新たに策定する第 2 期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画（以下「第 2 期基本方針及び基本計画」という。）の推進に関連する取組等については、そのための位置づけが必要であると考えます。

なお、第 2 期基本方針及び基本計画の期間は、令和 4(2022) 年度から令和 13(2031) 年度までの 10 年とし、その間における社会情勢の変化等にあわせ、見直しを行っていくことが望ましい。

## □人権をめぐる新たな施策や取組

### （国際的な取り組み）

平成 23(2011)年「人権教育及び研修に関する国連宣言」の採択

平成 27(2015)年「国連 SDGs（持続可能な開発目標）」の採択

### （国における取り組み）

平成 23(2011)年「人権教育・啓発に関する基本計画」改定

平成 25(2013)年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行

平成 27(2015)年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

平成 28(2016)年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

平成 28(2016)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行

平成 28(2016)年「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

平成 31(2019)年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）施行

令和 2（2020）年「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（パワーハラスメント防止法）施行

### （大阪府における取り組み）

平成 27(2015)年「大阪府人権教育推進計画」改定

平成 27(2015)年「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」策定

令和元(2019)年「大阪府人権尊重の社会づくり条例」改正

令和元(2019)年「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」制定

令和元(2019)年「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」制定

## 第2章 羽曳野市の現状と課題

羽曳野市の現状と課題を記述するにあたっては、現在の統計データや人権に関する市民アンケート結果を踏まえるとともに、第1期基本方針及び基本計画に掲載したデータとの比較等により羽曳野市の課題を取りまとめ、明確な目標を示すことが求められる。

また、第2期基本方針及び基本計画における重点的施策を明らかにし、解決に向けた対策の着眼点を示す必要があると考える。

なお、人権に係る社会情勢や人権に関する市民アンケート結果を踏まえ、本審議会において審議された課題や内容は以下のとおりであり、第2期基本方針及び基本計画における位置づけについて検討されるべきと考える。

- ネット上の差別事案や誹謗中傷への対応策の検討
- 身近できめ細かな対応ができる相談支援体制の充実
- 世代間で切れ目のない人権意識の向上
- 地域や学校、企業、関係機関等と連携し継続した人権教育・学習機会の充実
- ジェンダー平等に関する取組の充実
- セクシュアルマイノリティに対する人権とパートナーシップの在り方
- 新型コロナウイルス感染症等に関する差別問題

## 第3章 人権施策基本方針

基本理念については、第1期基本方針及び基本計画の基本理念である「いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現」「お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現」の2つを柱に掲げ、羽曳野市人権条例を基に、基本的な考え方や方向性は踏襲されるべきと考える。

基本目標については、羽曳野市、大阪府、国やその他関係機関が連携し、市民がともに認めあい、支えあえる地域社会づくりを進めることとし、「人権尊重の意識づくり」「人権文化の風土づくり」「人権尊重の支援体制づくり」「パートナーシップによる人権尊重のまちづくり」を基に検討を進められることを推奨する。

なお、横断的な施策体系の考え方や分野別施策の位置づけ等については、市民アンケートやパブリックコメント等における市民の意見を参考にし、府民意識調査や社会情勢、国際情勢等を踏まえ、羽曳野市として重点的に進めるべき課題との整合を図りながら、更に検討されるべきであると考えます。

## 第4章 人権施策基本計画

### 1 横断的な施策

人権施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的施策として位置づけられる、人権教育や、人権啓発などの取組において、第1期基本方針及び基本計画の期間の取り組みを総括するとともに、ますます多様化・複雑化が見られる社会環境においては、今後さらなる継続的な取組が必要である。

今回実施した人権に関する市民アンケートの結果では、さまざまな人権の中で特に問題があるものとして最も多い事象は、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」（70.8%）である。これに次いでインターネット上の人権問題である「他人への酷い悪口や差別書き込み、差別助長の表現等を掲載すること」（70.5%）となっており、以下、犯罪被害者とその家族の人権問題である「マスコミによって私生活の平穏が保てずプライバシーが侵害されること」（63.8%）、「コロナ感染者と関係者に誤解や偏見の誹謗中傷や嫌がらせがあること」（58.8%）などが市民の中で関心が高い人権問題となっている。

特に児童虐待の問題をめぐっては、近年痛ましい事件が多数報告され、またスマートフォンやSNS等の急速な情報通信技術の発展に伴い、課題としてきた人権問題だけでなく、インターネット上の人権侵害など新たな人権問題も発生し、複雑・多様化する広がりを見せている。

加えて、小学校や中学校など学校教育の現場においても、ICT教育が始まろうとしている状況であり、幼少期からインターネット環境に触れることを想定し、子どもたちが自らの力で正しい判断が出来るように、行政の情報発信や学校現場における教育など、人権に関する学習機会を更に強化していくことの重要性が問われることとなる。

### 2 分野別の施策

第1期基本方針及び基本計画で取り上げている6つの分野別とさまざまな人権課題に関する現状や課題、施策の方向性において、この計画期間に発生した事案や各機関が実施している施策等の総括を踏まえ、羽曳野市として検討すべき取組や方向性、必要な視点等については以下のとおりである。

#### ○部落差別

平成28(2016)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定され、施行された。大阪府においては、平成27(2015)年及び令和2(2020)年に「人権問題に関する府民意識調査」が実施されている。

羽曳野市においては、平成29(2017)年に人権審議会「部落差別解消推進部会」において議論を行い、平成30(2018)年に「部落差別の解消に関する施策について」として答申した。この答申で提起された今後の課題は第2期基本方針及び基本計画に盛り込まれる必要がある。

今回実施した人権に関する市民アンケートの部落差別の人権で特に問題があるものについての問いでは、「差別発言や差別を助長する言動」「インターネットでの差別書き込み」の項目で前回調査より回答が高くなっており、スマートフォンやSNS等の急速な情報通信技術の進展に伴うものと考えられる。また、自由記述欄に寄せられた意見には部落問題に対する間違っただけの考え方が少なからずみられるため、啓発等早急な対策が必要と考えるところである。

また、職場、結婚、住宅などの日常生活における意識についても、経年比較や他の項目との比較などを用いて、できる限り詳細な分析を実施されるべきと考える。

なお、第2期基本方針及び基本計画における部落差別に関する計画内容のとりまとめに際しては、市民アンケート結果の分析を進めるとともに、大阪府において実施された府民意識調査の結果や、法務省による部落差別解消推進法第6条に基づいた実態調査の結果等も踏まえ、広域的な観点から、問題の解消に向けた中・長期的な推進計画の策定や第2期基本方針及び基本計画への位置付けについて、十分検討されるべきと考える。

### ○子どもの人権

子どもは、大人以上に人権侵害を受けやすい存在であり、子どもも一人の人間として尊重され、社会全体で擁護し守られなければならない。

しかし特に近年、保護者等が乳幼児や児童を虐待する痛ましい事件が多く見受けられる。そのため、平成12(2000)年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」は、事態の深刻化により平成16(2004)年、平成20(2008)年、令和2(2020)年に度々改正されている。

令和2(2020)年の児童福祉法等改正法施行においては、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化された。しかし市民アンケート結果からも、「子どものしつけ」であっても子どもを叩く行為が虐待にあたるという保護者の認識は、未だに低い結果が見受けられたところである。

また、市民アンケート結果では学校などでの「いじめ」問題についても増加傾向にあることが明らかとなっているが、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、教育機関はもとより社会全体での意識改革が必要であると考えられているところである。

羽曳野市においては、子育て支援に関する総合的な取組を推進することを目的として、令和2(2020)年に「はびきのこども夢プラン(第2期羽曳野市子ども・子育て支援事業計画)」が策定されており、子どもの人権を取り巻く環境の改善に向け、行政が一体となって積極的に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

### ○女性の人権

男女平等の理念は日本国憲法にも明記され、さまざまな法制上においてもその原則が確立されている。しかし、現実には今なお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会全体に根強く残り、政治や各種委員の選任、家庭、職場など、さまざまな場面において性別を理由として不平等な扱いが見られる。

市民アンケートの前回調査との比較では認知度も高く、男女の固定的な役割分担意識や職場での待遇格差に対する問題意識についても、大幅に改善していることとなっている。今後、更なる市民意識の向上を図るとともに、男女平等な社会の確立に向け、行政として具体的な取組を進めることが求められる。

また、配偶者やパートナーからの暴力「ドメスティックバイオレンス(DV・デートDV)」や職場等における「セクシュアルハラスメント」、新規項目として取り上げた、「マタニティハラスメント」や「ストーカー行為」なども女性の人権に関する重大な問題であり、市民アンケート結果を見ても高い問題意識がうかがえる。

国においては、平成29(2017)年及び令和3(2021)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)を改正し、規制対象行為の拡大や罰則の強化等が図られているほか、令和元(2019)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)を改正し、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られており、あらゆる暴力の根絶に向け、その予防と根絶のための基盤づくりを強化している。

羽曳野市としては、平成29(2018)年に「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定しており、このプランを基に女性の人権に関する各種施策について、粘り強く押し進めていくことが重要であると考えます。

#### ○障害者の人権

障害のある人も差別されることなく自分の能力を発揮して、共に生きることのできる社会を実現することが行政に求められている。

国は、平成26(2014)年、障害者の権利を実現するための措置等を規定した国連の「障害者の権利に関する条約」を批准した。また平成28(2016)年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、地方公共団体や民間事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。合理的配慮とは、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことであり、この配慮をしないことも差別にあたるとしたものである。

市民アンケートの前回調査との比較からは、生活場面におけるバリアフリー化が進み、社会参加のための受け入れが進みつつあるものの、職場や学校において不公平や不公正な扱いを受けることがあると感じる方が多く見受けられる。

羽曳野市では、令和3(2021)年3月に「第4期障害者計画」が策定され、障害者に関する施策においては、当該計画に基づいて推進されるよう位置づけることが必要である。

#### ○高齢者の人権

日本における平均寿命の伸びや少子化を背景として、社会全体の高齢化は急速に進んでおり、令和2(2020)年9月現在で総人口における65歳以上の高齢者の割合は28.7%となっている(総務省統計情報より)。また、人付き合いが希薄となっている中、新型コロナウイルス感染症の予防対策としてフィジカルディスタンスを取らざるを得ないことも要因として、地域コミュニティの運営はますます難しくなっていることから、高齢者家庭の孤立化や介護者による虐待など、数々の人権問題が社会問題となっている。

市民アンケートの前回調査との比較では、高齢者の暮らしや雇用に関する環境は改善しつつあると見られるが、一方で介護の場面における虐待事象や悪徳商法、詐欺による被害は増加傾向にあると考えられる人の割合が増えていることから深刻な状況がうかがえる。

令和3(2021)年に策定を予定している「第8期羽曳野市高齢者いきいき計画」において

は、社会構造の変化や生活環境の変化を踏まえ、制度や分野の枠を超えて人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることとしており、高齢者の生活における課題の一体的な解決に向けた施策として位置づける必要があると考える。

#### ○外国人の人権

入国者数の増加に伴い地域で暮らす外国人の数は、年々増加しており、言語や宗教、習慣等の違いから、さまざまな人権問題が発生している。また、近年は情報通信技術の急速な普及に伴い、SNS等での差別発言や公然とした差別言動などが、数多く見受けられるようになったことから、平成28(2016)年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。

市民アンケートにおける問題意識では、就職や、職場・学校などでの不公平や不公正な扱い、文化や生活習慣の違いが受け入れられないことなどが問題であるとの認識が進んでいる。また一方で、情報の表記をわかりやすく伝える配慮が不十分であることなどの課題も見受けられる。

今後、羽曳野市が国際社会の一員として、言語、宗教、習慣等の違いを超え、多文化共生社会を実現するための環境づくりが求められると考える。

#### ○さまざまな人権課題

その他のさまざまな人権課題では、現在社会問題となっている新型コロナウイルス感染症に関する差別事象など、不適切で誤解を招く情報や誤った認識による差別行為、誹謗中傷をしない、させないためにも、行政による正しい情報の周知や啓発等新たな人権問題が発生しない取組を行うことが重要であると考えます。

市民アンケートにおけるクロス集計結果からみても、人権意識の向上と人権学習経験は、密接な関係があることが明らかといえる。さらに、経年比較からは、学校や職場における学習機会は増えているものの、市民対象の講座や民間団体主催の研修の機会は減少しているように見受けられる。また、市民アンケートで質問された人権問題について「わからない」との回答が増加していることも、人権施策を推進する上において、大変憂慮すべき事態であると考えるところである。

羽曳野市におかれては「差別に目を背けることや無関心でいることは、さらに差別を生み助長する恐れがある」「人権問題は他人事ではなく我が事である」との認識、関心を持ち、さまざまな機会を活用した人権学習の提供について、より一層の取組を期待するところである。

## 第5章 人権施策の推進体制と進行管理

### 1 人権施策の推進体制

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係部署と連携しながら施策の推進を図られたい。

また、本市のすべての施策や業務の推進にあたって関係部署においては、第2期基本方針及び基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施し、人権を尊重するという意識を持って取り組むことが重要である。さらに、計画の推進にあたっては、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体との連携を図っていくことが求められる。

今後も、施策を推進していく職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、人権の視点から現状の様々な施策や業務の点検、評価を行いながら人権尊重を基盤とした施策を展開し、業務を遂行される必要がある。

### 2 人権施策の進行管理

第2期基本方針及び基本計画に掲げた施策について、定期的に点検することで、適切な進行管理を行うことが求められる。

また、人権に関わる問題は常にその時々社会情勢をふまえた対応を図ることが重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要である。さらに、それぞれの人権課題について、その実態を把握することや市民の人権意識を定期的に調査することが求められる。

この他、国及び大阪府の施策動向や、関連法、方針・計画などとの整合を図るとともに、羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画とも整合を図りながら、「羽曳野市人権審議会」の開催などを通じて、さまざまな視点から幅広い意見聴取を行い、そのような取り組みを通じて、人権啓発をはじめとする人権施策や事業の課題の把握、効果の検証などを実施し、人権施策や事業への反映と、「人権施策基本方針及び基本計画」の定期的な評価と見直しに努められたい。

